

医療費控除の注意

領収書がないと控除が受けられません。必ず、事前に集計を済ませておきましょう。

▶寝たきりの人のおむつ代

6カ月以上寝たきりで、医師の診断を受けている人が対象です。控除の申請には、医師が発行した「使用証明書」と「領収書」が必要です。

▶介護保険に係る施設入所(通所)や訪問看護などの利用料
医療費控除該当額が書いてある証明書(領収書)が必要です。施設からもらってください。自己負担額の全てが控除の対象ではありません。

・医療費控除額=支払った医療費の額ではありません。控除額は、保険などで補てんされた額を除き、10万円と「総所得金額などの合計額の5%」のいずれか少ない方の金額を差し引いた額です。

・領収書の添付が必要となりますので、国民健康保険などの高額療養費などの請求がある場合は、請求後に申告を行ってください。

年金収入の人の申告書作成会

確定申告が必要な人(還付申告も含む)は、ぜひご利用ください。※年金以外の収入(農業、営業など)がある人は、2月17日(月)から受け付けます。

▶日時 2月13日(木)

大津小・大津南小・美咲野小校区の人
2月14日(金)

室小・大津北小・護川小・大津東小校区の人
午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

▶場所 町中央公民館2階 大会議室

▶必要な書類 「申告に必要な書類」(右下)をご覧ください。
※今年も申告会場が混雑しないように校区ごとの開催にしています。ご協力ください。

税理士無料相談会

南九州税理士会菊池支部による無料相談会です。

▶期間 2月6日(木)
～2月14日(金)
(土日祝を除く)

▶場所 菊池税務署

日曜の申告相談

確定申告期間の閉庁日に申告相談ができます。

ぜひご利用ください。
▶期日 2月23日(日)
3月2日(日)

▶場所 熊本西・東税務署

知っていますか？ 障害者控除対象者認定書

町では障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者で介護保険の要介護・要支援認定情報により、障害者控除対象者認定書を交付しています。この認定書で所得税・住民税の申告時に控除を受けることができます。寝たきり度、認知度により判定しますので、要介護認定を受けていても該当しない場合があります。

●問い合わせ 保険医療課 介護保険係 ☎096(293)3114

所得税

確定申告もお早めに

日時 2月17日(月)～3月17日(月)

午前9時～午後4時

(土、日は休みです。提出は税務署玄関の時間外収受箱をご利用ください)

○確定申告をしなければならない人

▶昨年中の所得の合計額が基礎控除、扶養控除、社会保険料控除などの所得控除の額を超える人

▶サラリーマンで、給与の年収が2千万円を超える人や給与や年金以外の所得が20万円を超える人

▶給与・年金などの収入がある人で、年末調整や扶養控除・医療費控除などにより、源泉徴収されている所得税の還付を受ける人

詳しくは、広報おおづ1月号と一緒にご覧ください。



申告に必要な書類

▶給与、年金などの源泉徴収票(源泉徴収票がないと申告ができません。年金の場合は通知書とは異なります。確認して持参してください)

▶印かん

▶生命保険料、地震保険料の控除証明書

▶国民年金納付証明書、任意継続保険領収書

▶農業、営業、不動産所得がある人は、収支(収入金額と必要経費)を取りまとめた収支計算書。また経費などの金額が確認できる書類(領収書や農協発行の計算書など)

▶医療費控除を受ける人は医療費の領収書、保険や高額医療の払戻額が分かる明細書

▶税務署から送付された申告書やお知らせハガキ

▶所得税が還付になる人は振込先の預金通帳 など

町県民税

町県民税の申告相談

日時 2月17日(月)～3月17日(月)

午前9時～午前11時、午後1時～午後3時

(土、日は休みです)

場所 町中央公民館 2階大会議室

○町県民税の申告をしなくてよい人

▶所得税の確定申告をする人

▶給与以外に所得がなく年末調整が済んでいる人

▶公的年金以外に収入がなく、年金収入が98万円以下の人

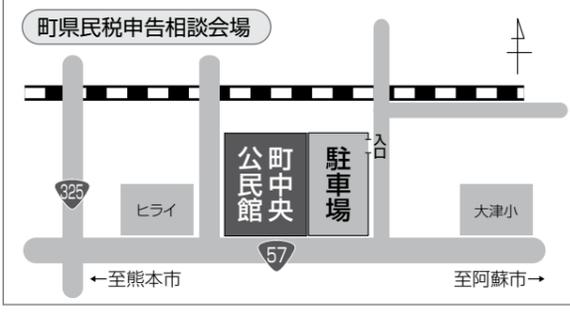
※扶養控除や医療費控除などがお済みでない人は、申告をしてください。

※障害者年金や遺族年金など非課税所得がある人で、平成26年1月1日現在に大津町在住の親族の税の扶養になっていない人は申告が必要です。

詳しくは、広報おおづ1月号と一緒にご覧ください。

※相談者が多いときは早めに締め切ることがあります。

申告相談は役場では受け付けていません。



町県民税申告相談会場でできない申告

▶譲渡所得の申告(土地・建物の譲渡、株式などの譲渡)

▶過年度分の修正、更正の請求 ▶相続税の申告

▶消費税の申告 ▶雑損控除の申告 など

住宅ローン控除(新規)の申告書作成会

平成25年中に住宅を購入建築した人で、借入金がある人は、一年目の年に確定申告をすることで控除を受けられます。下記の日程で、税務署と合同で事前に申告書の作成会を実施します。その日以外での町県民税申告相談会場は大変混雑しますので、税務署での申告をお願いします。

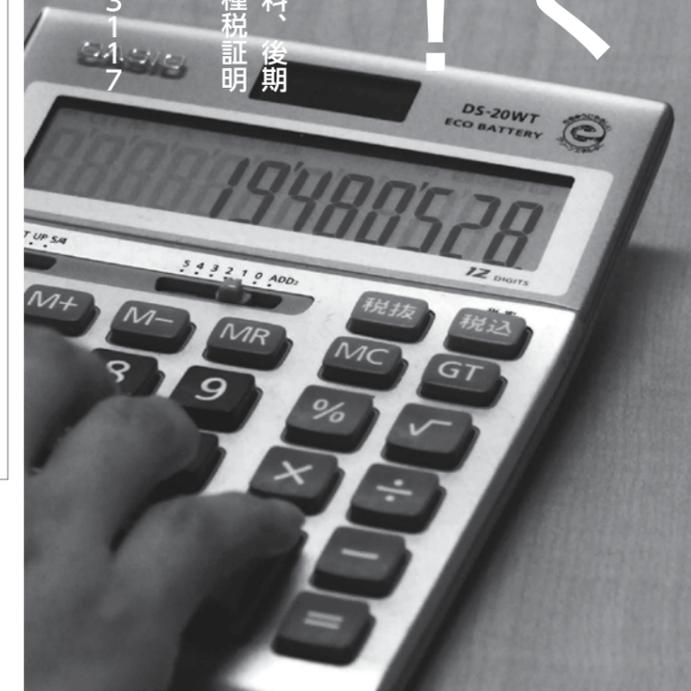
▶日時 2月13日(木)、14日(金) 午後1時～午後3時

▶場所 町中央公民館2階 大会議室

▶必要な書類 計算明細書、住民票の写し、借入金の年末残高等証明、家屋・土地の登記簿謄本、家屋・土地の契約書

※給与所得者は上記の書類のほかに源泉徴収票(原本)が必要です。

●問い合わせ 役場税務課 ☎096(293)3114



使って実感！ ネットで申告「e-Tax」

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」では、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、国税に関する各種手続(①所得税、法人税、消費税、酒税および印紙税の申告、②全ての国税の納税、③納税証明書の交付請求および法定調書の提出などの申請・届出など)ができます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

早めに正しく
申告を！

申告の時期がやってきました。

申告は、町県民税をはじめ、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、保育料、児童手当などの受給の判定や各種税証明などの基礎となります。必ず期間内に申告しましょう。